

○能美市産業振興奨励条例

平成17年 6月28日

条例第173号

改正 平成20年 9月19日 条例第24号

平成22年 3月29日 条例第12号

平成23年 3月17日 条例第10号

平成25年 3月27日 条例第 8号

平成27年 3月24日 条例第20号

平成28年 6月20日 条例第26号

平成31年 3月22日 条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、能美市の産業の振興を図り、産業構造の改善に資するため、市内への工場及び事業場(以下「工場等」という。)の設置を奨励することを目的とする。

(奨励措置)

第2条 市長は、工場等の新設、増設又は機械若しくは設備等の設置により、新たに投資した土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)の課税標準額が5,000万円を超える企業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、能美市農村地域における工業等の導入を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年能美市条例第52号)第2条に規定する固定資産税の課税免除の対象となった固定資産、能美市企業立地促進に関する条例(平成17年能美市条例第126号)第2条に規定する助成の対象となった固定資産及び能美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年能美市条例第24号)第2条に規定する固定資産税の課税免除の対象となった固定資産は除くものとする。

(助成金の交付の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者で、市内で事業を営んでいる者とする。ただし、その事業が次の各号のいずれかに該当する者については、対象とならないものとする。

- (1) 市税又は市の使用料、負担金等を滞納している者
- (2) 公害発生の原因となる者又は地域に不利益を与える者
- (3) すでにこの条例に基づき助成金の交付を受けた者で、かつ、交付を受けた年度から5年を経過しないもの

- (4) すでに課税されていた固定資産を取得した者
- (5) 固定資産のうち土地のみ取得した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第24号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第12号)

改正 平成23年3月17日条例第10号

平成25年3月27日条例第8号

平成28年6月20日条例第26号

平成31年3月22日条例第14号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条、第3条第3号及び第4条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成34年3月31日までの間において、第2条中「5,000万円」とあるのは「3,000万円」と、第3条第3号中「5年」とあるのは「3年」とする。

附 則(平成23年3月17日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(能美市産業振興奨励条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 能美市産業振興奨励条例の一部を改正する条例(平成22年能美市条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年3月27日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 能美市中部圏の都市開発区域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成17年能美市条例第55号)第2条に規定する不均一課税の対象となった固定資産については、この条例による改正後の能美市産業振興奨励条例第2条の規定は適用せず、改正前の能美市産業振興奨励条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年6月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。